

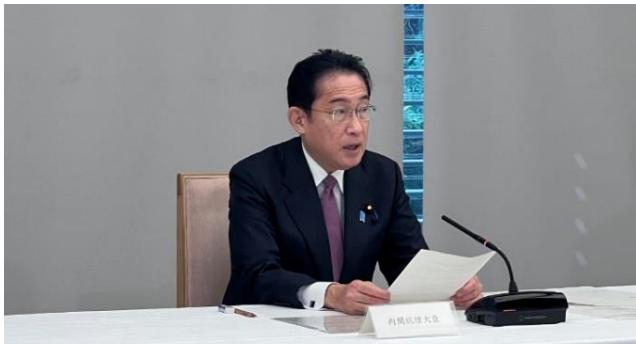
「物流の2024年問題」等への対応について

令和6年7月
経済産業省

商務・サービスグループ 消費・流通政策課、物流企画室

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。



＜構成員＞

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣
※上記のほか、公正取引委員会委員長
の出席を求める。

第1回（令和5年3月31日）

「1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目標に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめください」との総理指示

第2回（令和5年6月2日）

「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定

政府としての抜本的・総合的な対策を取りまとめたもの。荷主事業者・物流事業者に向けた「ガイドライン」と業界・分野別の自主行動計画の作成・公表、規制的措置の導入等が明記された

第3回（令和5年10月6日）

「物流革新緊急パッケージ」を決定

政策パッケージに記載される施策のうち、特に緊急的に取り組む事項を取りまとめたもの

第4回（令和6年2月16日）

政策パッケージに基づき「中長期計画」を決定

政策パッケージに基づき、2030年度までに政府として取り組む事項をまとめたもの

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）

2023年6月2日
経済産業省・農林水産省・
国土交通省 同時発表

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・荷待ち・荷役作業等時間
- ・物流の改善提案と協力
- 2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・運送契約の書面化 等

(2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化・荷役作業時の安全対策 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

(2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

(2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項

- 共通事項
- ・業務時間の把握・分析
- ・長時間労働の抑制
- ・運送契約の書面化 等
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
- ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- ・トラック運送業における多重下請構造の是正
- ・「標準的な運賃」の積極的な活用

(2) 実施することが推奨される事項

- 共通事項
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・賃金水準向上
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
- ・倉庫内業務の効率化
- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
- ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

自主行動計画の策定状況（令和6年4月24日時点）

- 国土交通省・農林水産省・経済産業省等の各省庁からの呼びかけに応じ、荷主企業団体・物流事業者団体を含め、**100以上の団体・事業者で計画を策定。**

業種・分野	団体名	業種・分野	団体名
自動車	一般社団法人日本自動車部品工業会、一般社団法人日本自動車工業会	商社	一般社団法人日本貿易会
自転車	一般社団法人自転車協会	農業	全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、菊池地域農業協同組合、あしきた農業協同組合、熊本果実農業協同組合連合会、一般社団法人中央酪農会議、斧北町農業協同組合、玉名農業協同組合、熊本県経済農業協同組合連合会、八代地域農業協同組合、鹿本農業協同組合、鹿児島県経済農業協同組合連合会、松山中央市場
素材	一般社団法人日本金型工業会・一般社団法人日本金属熱処理工業会・一般社団法人日本金属プレス工業協会・一般社団法人日本ダイカスト協会・一般社団法人日本鍛圧機械工業会・一般社団法人日本鍛造協会・一般社団法人日本铸造協会・一般社団法人日本鍛鍛鋼会・一般社団法人日本バルブ工業会・日本粉末冶金工業会	機械製造業	一般社団法人日本即席食品工業協会、一般社団法人日本パン工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、食品物流未来推進会議（SBM）（味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キユーピー株式会社、日清オイリオグループ株式会社、株式会社日清製粉ウエルナ、ハウス食品株式会社、株式会社Mizkan）、日本ビート糖業協会、日本スター・糖化工業会、一般社団法人日本冷凍食品協会、三和酒類株式会社、宝酒造株式会社、霧島酒造株式会社、全日本菓子協会、全日本糖化工業会、精糖工業会、株式会社ロッテ、一般社団法人日本乳業協会、ヤマサ醤油株式会社、亀田製菓株式会社、一般社団法人日本植物油協会、日清オイリオグループ株式会社、株式会社J-Oイルミルズ、株式会社ブルボン、アサヒ飲料株式会社、キリンビバレッジ株式会社、サントリーホールディングス株式会社・サントリー株式会社・サントリー食品インターナショナル株式会社、株式会社伊藤園、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会、ビール酒造組合、アサヒビール株式会社、オリオンビール株式会社、キリンビール株式会社、サッポロビール株式会社、森永製菓株式会社、丸大食品株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、不二製油株式会社、ダイドードリンコ株式会社、株式会社ニッスイ、カルビー株式会社、メルシャン株式会社、株式会社不二家、昭和産業株式会社、株式会社ニチレイフーズ
窯業・土石製品産業	日本ガラスびん協会	食品製造業	日本花き卸売市場協会、一般社団法人日本外食品流通協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会、株式会社神明、木徳神糧株式会社、一般社団法人日本給食食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、全国青果卸協同組合連合会
繊維	日本繊維産業連盟	食品卸売業	公益社団法人全日本トラック協会
電機・情報通信機器	一般社団法人日本配電制御システム工業会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人電池工業会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本写真映像用品工業会	トラック運送業	一般社団法人日本倉庫協会、一般社団法人日本冷藏倉庫協会
流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業）	一般社団法人日本百貨店協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人大手家電流通協会、オール日本スーパー・マーケット協会・一般社団法人全国スーパー・マーケット協会・一般社団法人日本スーパー・マーケット協会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本ショッピングセンター協会、日本生活協同組合連合会、公益社団法人日本訪問販売協会、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会、公益社団法人日本通信販売協会	倉庫業	全国トラックターミナル協会
建材・住宅設備業	一般社団法人日本オフィス家具協会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	鉄道業	日本貨物鉄道株式会社
紙・紙加工業	全国段ボール工業組合連合会、日本製紙連合会、日本家庭紙工業会	航空運送業	定期航空協会
たばこ・塩	全国塩業懇話会、一般社団法人日本たばこ協会	海運業	日本内航海運組合総連合会、一般社団法人日本旅客船協会
金属産業	一般社団法人日本伸銅協会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、JFEスチール株式会社、一般社団法人日本電線工業会、一般社団法人日本アルミニウム協会	港湾運送業	一般社団法人日本港運協会
化学産業	全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会、石油連盟、日用品物流標準化ワーキンググループ・日用品メーカー、フィジカルインターネット実現会議化学品WG・石油化学工業協会・一般社団法人日本化学工業協会・塩ビ工業・環境協会・化成品工業協会・一般社団法人日本ゴム工業会・日本プラスチック工業連盟	利用運送業	一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会、公益社団法人全国通運連盟、一般社団法人航空貨物運送協会
建設業	一般社団法人日本建設業連合会	郵便業	日本郵便株式会社・日本郵便輸送株式会社・JPロジスティクス株式会社

「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく、各業種・分野における物流の適正化・生産性向上に関する自主行動計画の公表について

- 2024年が迫る中、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図る「緊急パッケージ」をとりまとめ。

1. 物流の効率化

○即効性のある設備投資・物流DXの推進

◆物流事業者や荷主企業の物流施設の自動化・機械化の推進、効率化・省人化やドローンを用いた配送により人手不足へ対応

- ・港湾物流効率化に向けた「ヒトを支援するAIターミナル」の深化や港湾物流手続等を電子化する「サイバーポート」を推進等
- ・高速道路での自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験等

○モーダルシフトの推進

- ・鉄道（コンテナ貨物）、内航（フェリー・RORO船等）の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増

・31ftコンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40ftコンテナの利用拡大も促進

○トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進

- ・荷役作業の負担軽減や輸送効率化に資する機器・システムの導入等により、快適で働きやすい職場環境の整備を促進
- ・労働生産性の向上に資する車両を運転するための免許の取得等のトラック運転手のスキルアップを支援

○物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

- ・農産品等の流通網の強化（中継輸送等の推進）
- ・物流施設の非常用電源設備の導入促進等による物流施設の災害対応能力の強化等の推進
- ・モーダルシフト等に対応するための港湾施設の整備等を推進
- ・高規格道路整備や渋滞対策、IC・空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する支援による物流ネットワークの強化
- ・トラックドライバーの確実な休憩機会の確保のため、SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充や駐車マス予約制度の導入などの取り組みの推進

○標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進

○燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）

○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続

○道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

2. 荷主・消費者の行動変容

○宅配の再配達率を半減する緊急的な取組

- ・ポイント還元を通じ、コンビニ受取等柔軟な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業を実施

○政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3. 商慣行の見直し

○トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）

- ・荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施、国土交通省及び荷主所管・法執行行政機関による連携強化

○現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）

○適正な運賃の収受・賃上げ等に向け、令和6年通常国会での法制化を推進

◆大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等

◆大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け

◆トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

○①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、勧告・命令を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】



2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け*²。

○他の事業者の**運送の利用（=下請に出す行為）の適正化**について努力義務*³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。*²⁻³ 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任**と講習受講、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

【参考】荷主・物流事業者に対する規制的措置（物流効率化法）

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- **荷主***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

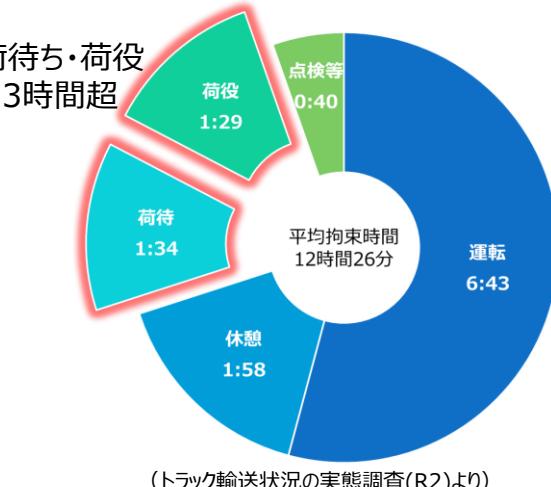
一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成や定期報告等**を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- さらに、うち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

改正物流効率化法の施行に向けたスケジュール【想定】

- 2024年4月26日 法案成立
- 2024年5月15日 法律公布

下位法令検討プロセス

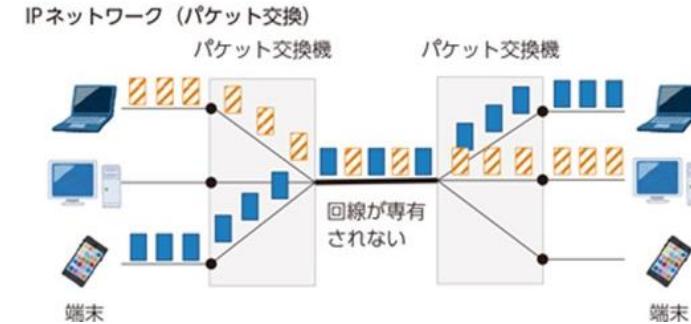
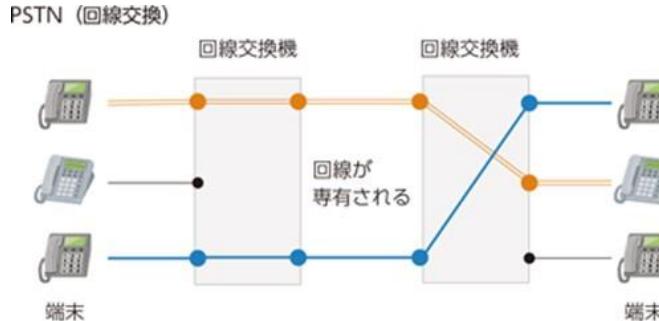
- 2024年 6月28日 第1回審議会（審議事項、考え方の整理）
- 2024年 7月以降 (事務局にて業界ヒアリング)
- 2024年 8月頃 第2回審議会（骨子案の提示）→パブリックコメント
- 2024年 10月頃 第3回審議会（とりまとめ案の提示）
- 2024年11～12月頃 政省令等の案の作成
- 2025年1月 政省令公布
- 2025年度～ 法律・政省令の施行①（努力義務・判断基準 等）
(2025年度中) 各事業者による貨物重量の算定
- 2026年度～ 法律・政省令の施行②（特定事業者の措置
[特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定 等]）
- 2027年度～ 法令に基づく定期報告の提出開始

フィジカルインターネット実現に向けて

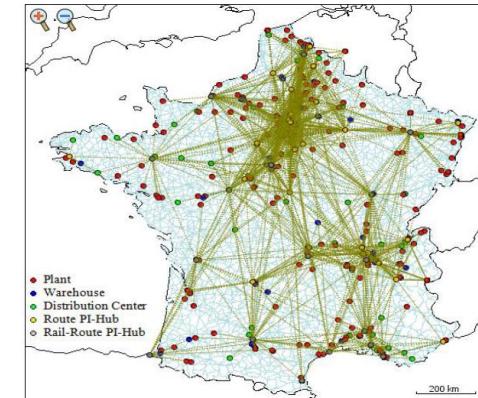
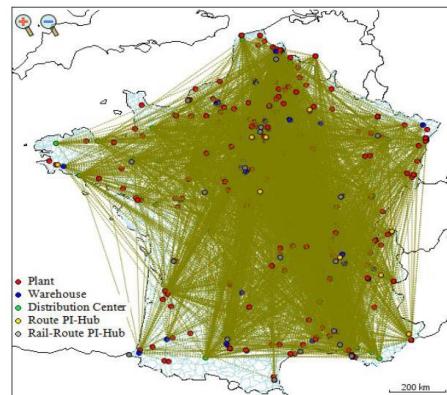
フィジカルインターネット（次世代の物流システム）

- ・ フィジカルインターネットとは、インターネット通信の考え方を、物流（フィジカル）に適用した新しい物流の仕組みとして、2010年頃に提案されて以降、国際的に研究が進められている。
- ・ デジタル技術を駆使し、物資や倉庫、車両の空き情報等見える化し、規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の物流資産（倉庫、トラック等）をシェアしたネットワークで輸送するという共同輸配送システム。
- ・ 2020年、ALICE（欧州物流革新協力連盟）は、2040年までの「フィジカルインターネット・ロードマップ」を発表。

デジタルインターネット
(インターネット通信)



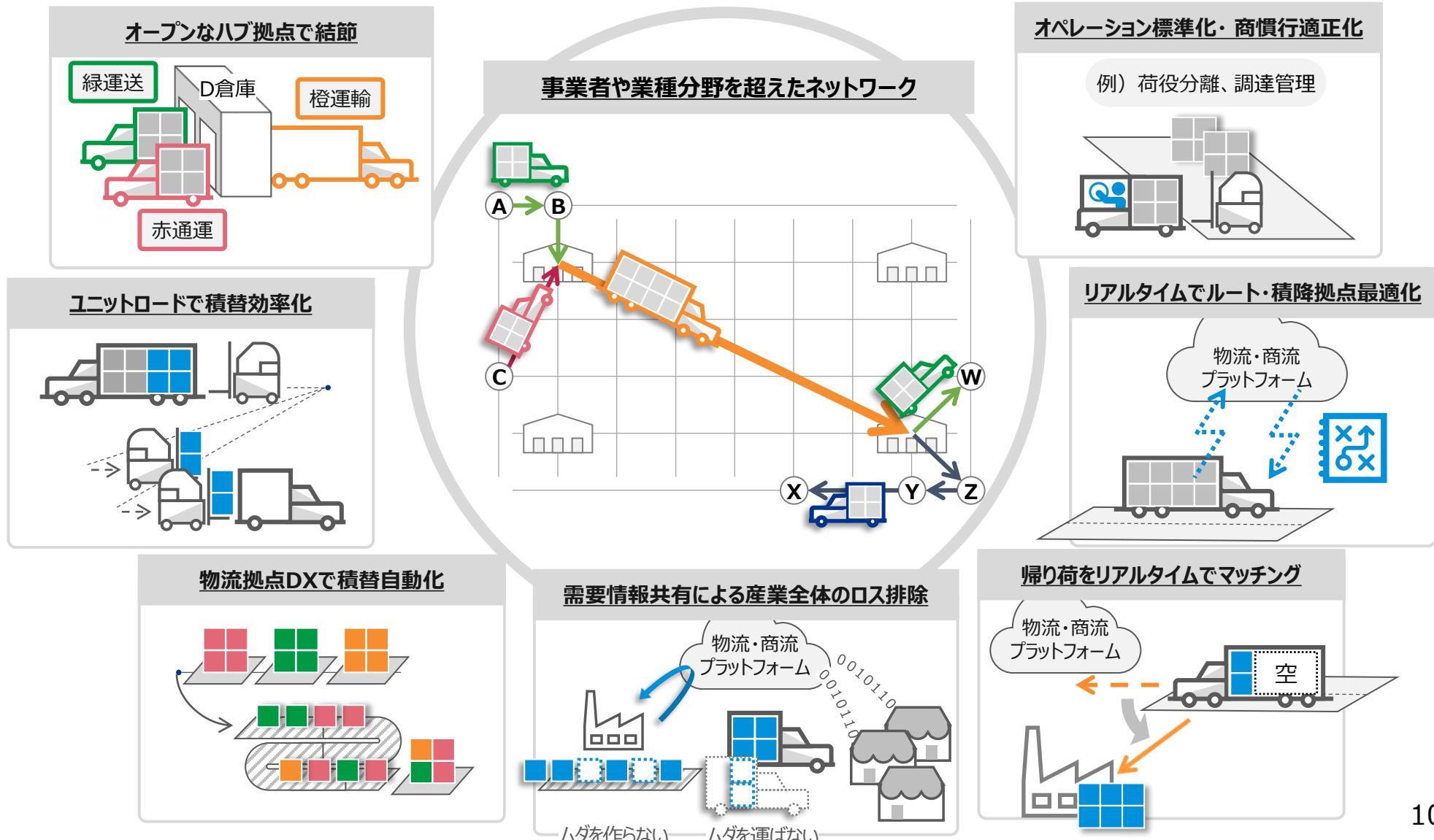
フィジカルインターネット
(物流)



※輸送距離が約2割減

フィジカルインターネット実現イメージ

- 「オープンで積替効率の高いハブ拠点」、「荷主・物流事業者のオペレーション標準化・商慣行適正化」、「事業者横断で輸送をオーケストレートするプラットフォーム」が、事業者や業種分野を超えたネットワークとともに実現する。



フィジカルインターネット・ロードマップ

項目	年度	ロードマップの段階			
		~2025	2026~2030	2031~2035	2036~2040
ガバナンス	事業者ごとや業界ごとに様々なルールが相互に調整されずに存在	物流スポット市場の発達 ・JPIC設立 ・2024年 トラックドライバーの時間外労働上限規制 → 物流効率化法等の改正	計画的な物流調整/利益・費用のシェアリングルールの確立 ・業界内・地域内 ・業界間・地域間・国際間		
物流・商流データプラットフォーム (PF)	各種PFの萌芽。 複数のPF間の相互接続性・業務連続性の確保が課題。	各種PFビジネスの発達 ・SIPスマート物流サービス SC可視化、サービス展開例：地域物流	PF間の自律調整 各種PFとの連携 物流・商流を超えた多様なデータの業種横断プラットフォーム ・物流情報標準ガイドライン（維持・普及啓発：JPIC）の活用 例）業務プロセス、GS1を始めとするコード体系		
水平連携 標準化・シェアリング	各種要素の非統一に起因し、物流現場の負担が発生。モノ・データ・業務プロセスの標準化に連携して取り組むことが必要。	物流EDI標準の普及 パレットの標準化 PIコンテナの標準化 ・パレチゼーションの徹底	企業・業種の壁を越えた物流機能・データのシェアリング ・業界内・地域内 ・業界間・地域間・国際間	標準化・商慣行は正等（業種別アクションプラン） 例）加工食品、スーパーマーケット等、百貨店、建材、住宅設備、化学品	①効率性（世界で最も効率的な物流） ・リソースの最大限の活用による、究極の物流効率化 ・カーボンニュートラル（2050） ・廃棄ロス・ゼロ ・消費地生産の拡大
垂直統合 BtoBtoCのSCM	ロジスティクス・SCMを経営戦略としていない。 物流を外部化してしまうことで、物流とのデータ連携ができるておらず、物流の制約を踏まえた全体最適を実現できず。	SCM/ロジスティクスを基軸とする経営戦略への転換 ・基幹系システムの刷新/DX ・パレチゼーションの徹底	デマンドウェブ（BtoB/BtoC） 消費者情報・需要予測を起点に、製造拠点の配置も含め、サプライチェーン全体を最適化。 トラックなどの輸送機器や倉庫などの物流拠点のみならず、製造拠点の一部もシェア。	2030年度 物流ロボティクス市場規模 1,509.9億円（2020年度の約8倍） 出典：矢野経済研究	②強靭性（止まらない物流） ・生産拠点・輸送手段・経路・保管の選択肢の多様化 ・企業間・地域間の密接な協力・連携 ・迅速な情報収集・共有
物流拠点 自動化・機械化	自動化機器の普及促進と、業務プロセス革新による生産性向上が課題。	物流DX実現に向けた集中投資期間 ・ロボットフレンドリーな環境構築・各種標準化 ・中継輸送の普及（リレー・シェアリング） ・物流MaaS（トラックドライバー連携・積荷拠点自動化等）	完全自動化の実現 ・実装・横展開		③良質な雇用の確保（成長産業としての物流） ・物流に従事する労働者の適正な労働環境 ・物流関連機器・サービス等の新産業創造・雇用創出 ・中小事業者が物流の「規模の経済」を享受し成長 ・ビジネスモデルの国際展開
輸送機器 自動化・機械化	実証段階であり、本格的な導入・サービス化には至っていない。 他方、ドライバーの人手不足問題は深刻化	事業検討・実証等 ・高速道路でのレベル4自動運転トラック実現 ・自動運転サービス支援道の整備・地域展開（高速道） 出典：モビリティDX戦略、デジタルライフライン全国組合会議計画書 ・限定地域での無人自動運転移動サービス 出典：東京ITS研究会ロードマップ ・ドローン飛行の社会実装の推進 出典：国土交通省によるロードマップ2021 ・自動配送ロボットによる配達の実現 ・道路交通法の改正	サービス展開 ・サービス展開 ・サービス展開 ・サービス展開		④ユニバーサル・サービス（社会インフラとしての物流） ・開放的・中立的なデータプラットフォーム ・買い物弱者の解消 ・地域間格差の解消

フィジカルインターネット ゴールイメージ

- ①効率性（世界で最も効率的な物流）
 - ・リソースの最大限の活用による、究極の物流効率化
 - ・カーボンニュートラル（2050）
 - ・廃棄ロス・ゼロ
 - ・消費地生産の拡大
- ②強靭性（止まらない物流）
 - ・生産拠点・輸送手段・経路・保管の選択肢の多様化
 - ・企業間・地域間の密接な協力・連携
 - ・迅速な情報収集・共有
- ③良質な雇用の確保（成長産業としての物流）
 - ・物流に従事する労働者の適正な労働環境
 - ・物流関連機器・サービス等の新産業創造・雇用創出
 - ・中小事業者が物流の「規模の経済」を享受し成長
 - ・ビジネスモデルの国際展開
- ④ユニバーサル・サービス（社会インフラとしての物流）
 - ・開放的・中立的なデータプラットフォーム
 - ・買い物弱者の解消
 - ・地域間格差の解消

「業界」でのフィジカルインターネットに向けた取組の進展

- フィジカルインターネット・ロードマップに基づき、業界別ワーキンググループ（以下「WG」）を設置。
- スーパーマーケット等WG、百貨店WG、建材・住宅設備WG、化学品WGは、2030年に向けたアクションプランを策定済み。2022年度より基本的な項目の標準化やルール化等に向けた議論を開始している。また、2024年度は医薬品WGを新設し、アクションプラン策定に向けて議論を進める。

■フィジカルインターネット実現会議 ※フィジカルインターネット・ロードマップの目標年次は2040年

業界別アクションプラン：目標年次2030年

スーパーマーケット等WG
(加工食品・日用雑貨)

百貨店WG

建材・住宅設備WG

化学品WG

製配販WGで検討・実証

（アクションプランでとりまとめられた特に優先的な取組項目について、4つのWGを立ち上げ、検討を開始）

- 具体的には、物流に必要な商品マスターや物流資材の標準化、メニュープライシング導入等について議論を実施
- 今後、標準化の方向性が合意された各項目の実際の活用方法等について議論、検証予定

業界参加WGで検討・実証

- 紙伝票の電子化に向けて、受発注に係る伝票の標準化やEDIの刷新等について課題等の調査・議論を実施
- 百貨店、取引先事業者、物流事業者がクラウド上のプラットフォームで連携。百貨店と取引先事業者の受発注データを、物流事業者の物流効率化等に活用する仕組みの構築と効果を検証予定

調査実施

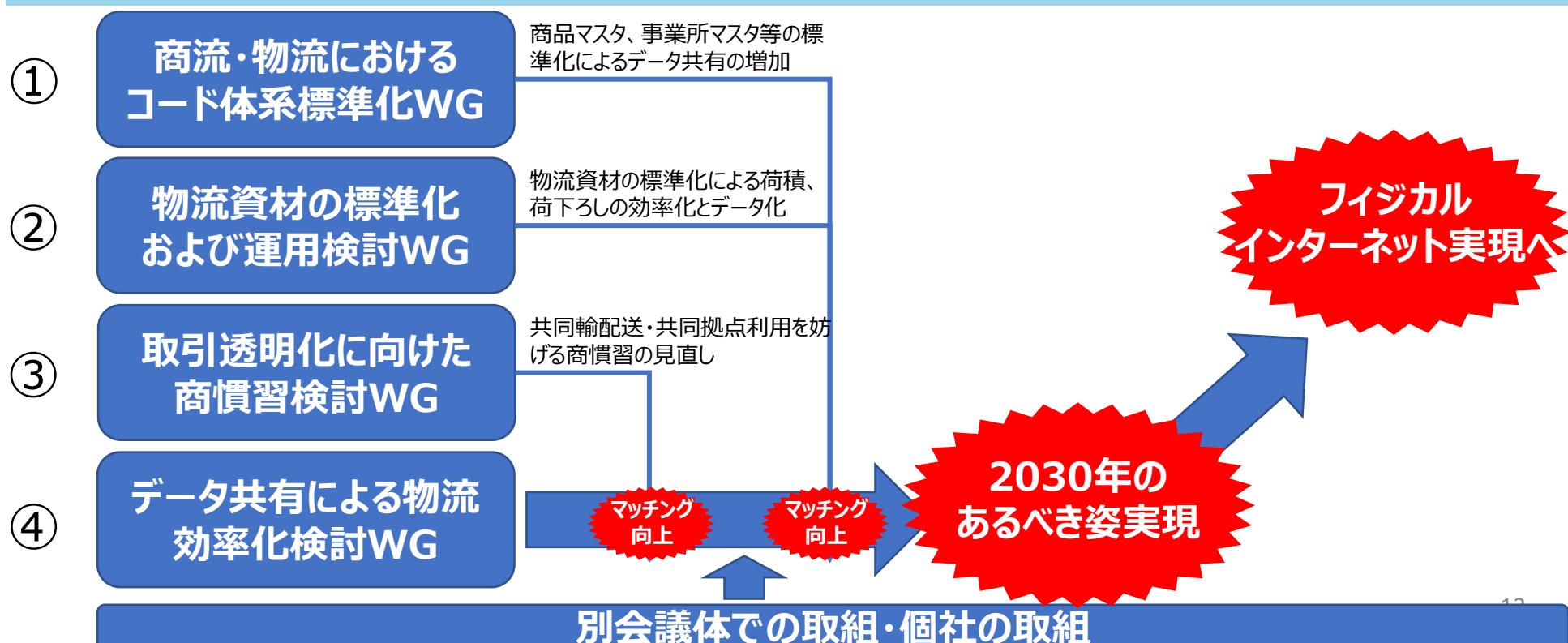
- アクションプランのうち、商習慣の見直しやサプライチェーン効率化のための情報連携体制の構築に向け、調査検討を開始
- 従来の商慣習を見直し、納品条件の適正化を実現するために、建材・住宅設備サプライチェーン関係者間の共通認識とするガイドラインを策定

各分科会での対策検討

- 化学品は、製品特性や輸送方法・条件が多岐にわたることから、それぞれの状況も踏まえたきめ細やかな対策が必要
- 現状の物流課題についてアンケートを実施し、明らかになった課題（商慣行改革・共同物流・DX等）ごとに分科会を設置。2024年3月にアクションプランを策定。

【参考】スーパー・マーケット等アクションプランにおける取組

- ・2022年度製・配・販連携協議会に4つのWGを新たに設置。優先項目についての議論を進める。
- ・「①コード体系標準化」と「②物流資材の標準化及び運用検討」の議論を優先的に進めることにより、取扱いのできる商流・物流データが増加し、「④データ共有による物流効率化検討」における基盤やルールが発展し、共同輸配送・共同拠点利用が促進される。「③商慣習検討」は、共同輸配送・共同拠点利用をさらに促進する環境整備となる。
- ・4つのWGと、別会議体・個社の取組を合わせ、2030年のるべき姿・フィジカルインターネットの実現を目指す。



御清聴いただきありがとうございました。